

食安輸発第0511008号  
平成19年 5月11日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 中国産魚類乾製品の取扱いについて

標記については、平成19年4月25日付け食安輸発第0425001号に基づき実施しているところですが、下記の機関で検査が対応可能となったことから、今後は下記により検査を実施することとしましたので対応方よろしくお願ひします。

なお、平成19年4月25日付け食安輸発第0425001号については、本日をもって廃止します。

### 記

#### 1. 検査対象及び頻度

(1) 次の製造者が製造したカワハギ乾製品（調味品を含む。）については、輸入の都度、貨物を保留の上、検査を実施すること。

製造者名：LONGHAI JIARONG FOODS CO.,LTD.

製造者住所：GANGWEI TOWN LONGHAI FUJIAN CHINA

(2) (1) 以外の製造者が製造したカワハギ乾製品（調味品を含む。）については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年5月9日付け食安輸発第0509001号）に基づき、検査の頻度を30%としてモニタリング検査を実施すること。

#### 2. 検体採取方法及び検査方法

次の方法により採取し、DNA塩基配列解析によりフグの混入の検査を行う。

ロットの大きさ (N)	検体採取のための 開梱数(n)	検体採取量 (kg)	検体数
≤ 150	3(1×3)	0.6 (0.2×3)	3
151 ~ 1,200	5(1×5)	1 (0.2×5)	5
≥ 1,201	8(1×8)	1.6 (0.2×8)	8

3. 試験実施機関及び検体送付先

次の機関に検体送付票（「輸入食品等監視指導業務基準」（平成16年11月19日付け食安発第1119002号（最終改正：平成18年5月29日付け食安発第0529001号）様式第17号））を添付して送付すること。

国立大学法人 東京海洋大学  
海洋科学部食品生産科学科 石崎 准教授  
〒108-8477  
東京都港区港南4丁目5番7号

4. その他

検体を送付するにあたっては、事前に企画情報課検疫所業務管理室と調整を行うこと。

また、検査の結果、フグのDNAを検出した場合にあっては、食品衛生法第6条違反として措置すること。